



鳥取県公報

平成 31 年 2 月 5 日 (火)
第 9 0 7 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土砂災害警戒区域の指定の変更 (40) (治山砂防課) 2
	土砂災害特別警戒区域の指定 (41) (〃) 2
	河川法による工作物の撤去 (42) (中部総合事務所県土整備局) 3
	指定障害児通所支援事業者の指定 (43) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (44) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (45) (〃) 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (46) (〃) 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (鳥取県立厚生病院) 5

告 示

鳥取県告示第40号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

米子市

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（3）土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

本宮 i（I-2-26-32-13）、本宮 ii（I-2-26-32-14）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

米子市

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（3）土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

奥谷地区（I-893）、道笑町地区（I-903）、本宮地区（I-948）、本宮2地区（I-949）、大谷5地区（II-2864）、日原4地区（III-4274）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第41号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（3）土砂災害特別警戒区域の名称

本宮 i（I-2-26-32-13）、本宮 ii（I-2-26-32-14）

（4）土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（5）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

奥谷地区（Ⅰ－893）、道笑町地区（Ⅰ－903）、本宮地区（Ⅰ－948）、本宮2地区（Ⅰ－949）、大谷5地区（Ⅱ－2864）、日原4地区（Ⅲ－4274）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第42号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に違反して許可なく河川区域内に設置している工作物の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第75条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月5日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

1 次の表に掲げる工作物の所有者又は賃貸借その他により当該工作物を使用する権利を取得した者は、平成31年3月4日までに当該工作物を二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内から撤去すること。

工作物	数量	所在地（次の図に示すとおりとする）
杭	128本	東伯郡湯梨浜町大字橋津804－6先
梯子	3台	東伯郡湯梨浜町大字橋津804－6先

2 1の工作物が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県中部総合事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県中部総合事務所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第43号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人発達障がい児親の会 CHERRY	米子市米原九丁目11－12	チェリーズ米子錦町教室	米子市錦町一丁目75	児童発達支援	平成31年2月1日

鳥取県告示第44号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年2月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	外部サービス利用型特定施設皆生尚寿苑	米子市新開一丁目5-15	平成31年1月8日	平成31年3月31日	特定施設入居者生活介護
〃	かいけ訪問介護事業所	〃	〃	〃	訪問介護

鳥取県告示第45号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成31年2月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	外部サービス利用型特定施設皆生尚寿苑	米子市新開一丁目5-15	平成31年1月8日	平成31年3月31日	介護予防特定施設入居者生活介護

鳥取県告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成31年2月5日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人真誠会	米子市大崎1511-1	訪問介護弓浜真誠会	米子市河崎555-2	居宅介護、重度訪問介護	平成31年2月1日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成31年2月5日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成31年3月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年2月5日

鳥取県立厚生病院長 皆 川 幸 久

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

予定数量 灯油 557キロリットル

予定数量は、平成29年4月から平成30年9月までの納入実績に基づいて算出したものであり、患者数や気象条件等により変動することがある。

(2) 納入期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(3) 1回当たりの納入数量

8キロリットルから12キロリットル程度

(4) 1月当たりの納入回数

4回から7回程度

(5) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(6) 入札方法

入札は、紙入札により行うので、入札者は、1の(1)の物品の納入に係る1キロリットル当たりの金額(1円未満の端数を含まないものとする。以下「単価」という。)を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、平成31年4月1日から同年9月30日までの期間の資産の譲渡等については単価に当該金額の8パーセント相当額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額を、同年10月1日から平成32年3月31日までの期間の資産の譲渡等については単価に当該金額の10パーセント相当額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を除いた金額を入札書に記入すること。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の法令の改正により消費税及び地方消費税の税率、引上げの時期等が変更された場合は、改正内容に応じて契約金額等を変更するものとする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が油脂・燃料類の石油に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成31年2月15日（金）正午までに4の(2)の場所に提出するとともに、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成31年2月5日（火）から同年3月19日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成31年2月5日（火）から同年3月19日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。
- (6) 本件公告に示した物品を鳥取県立厚生病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先
〒682-0804 倉吉市東昭和町150
鳥取県立厚生病院事務局総務課施設担当
電話 0858-22-8181（代表）
電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書等の交付方法
入札説明書その他の資料は、平成31年2月5日（火）から同月27日（水）までの間にインターネット上の

鳥取県立厚生病院のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び交付時間

平成31年2月5日（火）から同月27日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月19日（火）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月18日（月）午後5時までとする。

イ 場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院 第3会議室（外来・中央診療棟5階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類として入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「事前提出物」という。）を、4の（1）の場所に平成31年2月27日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者及び開札の時に競争相手入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記入した金額に1の（1）の予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の（1）の予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を確実に納品できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、会計規則第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成31年2月定例会において本件公告に係る予算が否決されたときは、開札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Kerosene 557kl

(2) Delivery period : From 1 April, 2019 through 31 March, 2020

(3) Delivery place : 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 PM, 27 February, 2019

(5) Date and time for the submission of tenders : 11:00 AM, 19 March, 2019

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 :00 PM, 18 March, 2019

(6) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL:0858-22-8181